

讀五經正義札記（四）

—李学勤主編『標点本十三經注疏（簡体版）』管見—

野間 文史

6 李学勤主編『標点本十三經注疏（簡体版）』管見

はじめに

- 一 標点本の底本の問題
- 二 校勘記をめぐる問題
 - 二—一 阮元以後の校勘記
 - 二—二 語法と校勘
 - 二—三 誤刻と句読
- 三 書名の確定
- 四 佚書の引用部分の確定
- 五 嘉慶本『春秋左傳注疏』誤刻一覽
おわりに

はじめに

一九九九年十二月、《十三經注疏》整理委員会（李学勤主編）『標

点本十三經注疏（簡体版）』が北京大学出版社より刊行された。我が国への入荷は翌年の八月頃であったかと思われる。そしてさらに「繁体版」の出版も予告されているが、現在（二〇〇一年三月）のところ、いまだ刊行されていないようである。かの台湾中央研究院計算中心のデータ・ベース検索「漢籍全文資料庫」の公開といい、この『標点本十三經注疏』の出版といい、經書・經学の分野も確実に新たな時代を迎えている。

さて、膨大な『十三經注疏』全文を検討することは容易ではないし、また「繁体版」の出版を待った方がよいようにも考えられるが、このたび本札記（一）～（三）を通じて述べたことを一種の試菜のごときものとして利用し、この「標点本」を瞥見した覚え書きを札記（四）にしてみた次第である。

かつて顧頡剛氏を中心として企画刊行された「校点本二十四史」が、いまや研究者の間で定本化されたのと同様なことが、はたしてこの「標点本十三經注疏」にも起こるのであるか。興味深い問題である。

讀五經正義札記（四）（野間）

る。（なお左表の中、筆者が作成したものを附加してみた。◎印は既発表、*印は未刊のものである。）

	校勘記	部分校勘	全訳	部分訳	引書索引
周易正義	有◎	/	無	有	有*
尚書正義	有	/	有	/	有◎
毛詩正義	無	有	無	有	有*
禮記正義	有	/	無	有	有*
春秋正義	無	有◎	無	有◎	有◎
周禮注疏	有	/	無	無	有*
儀禮注疏	有	/	無	有	有*
公羊注疏	有	/	無	有	有◎
穀梁注疏	無	/	無	有	有◎
論語正義	無	有	無	無	有◎
孟子正義	無	無	無	無	有◎
爾雅正義	無	無	無	無	無
孝經正義	無	無	有	/	無

これによれば、阮元「校勘記」（以下適宜「阮校」とも表記する）以後、阮元が利用できなかった版本・鈔本等を利用した「校勘記」が数多く編纂されていることが分かる。今、以下にこれらを列挙してみよう。拙著『五經正義の研究』（研文出版 一九九八年）の序説第二章「五經正義研究史」からの抜粋である。

- ? 『十三經注疏校記』孫詒讓（一八四一—一九〇〇）齊魯書社（1983）
- ? 『周易校勘記舉正』海保漁村（一七九一—一八六〇）『日本儒林叢書』三編
- 1914 『周易單疏校勘記』劉承幹（嘉業堂叢書）
- 1935 『周易校勘記補遺（一）』長澤規矩也 書誌學五—四 著作集一卷
- 1937 『周易正義校勘記』柳詒徵 江蘇省立國學圖書館年刊一〇期
- 1962 『周易經文注疏考證』馬光宇 臺灣師範大學國文研究所集刊六
- 1995 『廣島大學藏舊鈔本周易正義攷附校勘記』
- 野間文史 広島大學文學部紀要第五三卷特輯号一
- 1939 『尚書正義定本』東方文化研究所
- 1936 『說尚書注疏記』吉川幸次郎 全集第二一卷
- 1943 『毛詩正義校定資料解説』吉川幸次郎 全集第十卷
- 1987 『毛詩正義』校勘簡記』岡村 繁 詩經研究二—一
- 1936 『禮記正義殘卷校勘記』安井小太郎 東方文化叢書2
- 1937 『宋本禮記疏校記』常盤井賢十 京都研究所研究報告第十一冊
- 1938 『旧鈔本禮記正義を校勘して』吉川幸次郎 全集第十卷
- 1975 『禮記注疏曲禮篇校記』吉川幸次郎 全集第二一卷
- 1932 『巴黎國立圖書館藏敦煌遺書所見録（三）』小島祐馬 支那學六一—二
- 1993 『敦煌本《春秋正義》について』財木美樹 哲學45
- 1957 『周禮經注疏音義校勘記上・下』加藤虎之亮 無窮會
- 1979 『儀禮疏攷正』倉石武四郎 汲古書院
- 1953 『公羊疏校記』杉浦豊治 書籍文物流通会

さて標点本は、以上の業績にはほとんど触れることなく、阮元「校勘記」による補正に加えて、わずかに孫詒讓『十三經注疏校記』に

基づく補正を施すのみである。孫氏の書については、拙著で以下のように述べたことがある。

清儒孫詒讓(1848-1908)が阮刻本を底本にして校勘した「校紀」稿本を活字化したものだという。『十三經注疏』全体に網羅的ではないが、『周禮注疏』の部が圧倒的に多いのは(ほぼ半分を占める)、かの『周禮正義』の著者ならではない。次いで『禮記正義』が多い。『周禮注疏』以外では、版本間の異同にはそれほど重きを置かず、他の注疏所引、あるいは文脈・内容のうえから校勘したものが多くようである。なお全文が簡体字であるのは、書物の性格からして妥当性を欠くものと言わねばならない。全六六六頁。

このような事情からして、標点本が阮元「校勘記」以後のものとして、孫氏の「校記」を利用するのみでは、なんといつても不十分である。阮校が利用し得なかつた善本が、その後数多く発見されているからである。その具体例については、右の諸業績に明らかであるが、ここではその中から、以下に『周易正義』と『論語注疏』の例を、それぞれ一例ずつ挙げてみよう。

例1 觀盥而不薦。有孚顒若。

「疏」觀盥而至顒若○正義曰、「觀」者王者道德之美而可觀也。故謂之「觀」。「觀盥而不薦」者、可觀之事、莫過宗廟之祭盥、其禮盛也。「薦」者謂既灌之後、陳薦籩豆之事、其禮卑也。今所觀宗廟之祭、但觀其盥禮、不觀在後籩豆之事、故云「觀盥而不薦」也。「有孚顒若」者、「孚」信也。但下觀此盛禮、莫不皆化悉有孚信而

顒然。故云「有孚顒若」。(周易正義 03-08b 嘉慶本の卷・葉。句読点は筆者による。以下も同様。)

傍線部は阮元が見ることのできなかつた宋版の「單疏本」・「八行本」(また我が国伝来の鈔本)により補つたもの。阮本はこの二十四字を缺文する。したがってこれを底本にする標点本も当然これに缺いている(標点本《周易正義》97頁。以下も同様)。この缺文については、劉承幹『周易單疏校勘記』が既に指摘している箇所でもあった。しかしこのことについては阮校にも言及が無いため、この箇所本文意が通じないことにも気がつきにくい例であろう。

次は『論語注疏』卷十四憲問篇の例である。阮本には「疏」文に缺文が有り、これを空格して缺文の字数を明記しているのであるが、

例2 子曰、不逆詐、不億不信、抑亦先覺者、是賢乎。(孔曰先覺人

情者是寧能爲賢乎或時反怨人)

「疏」子曰不逆詐不億不信抑亦先覺者是賢乎○正義曰此章戒人不可逆料人之詐不可億度人之不信也抑語辭也言先覺人者是□□□□□□□□□□所以非賢者以詐僞不信之人為之億度□□□□□□□□□□先覺者非為賢也(論語注疏 14-13a)

これについて阮元「校勘記」は、

○言先覺人者是「者是」下九字模糊、下接「所以非賢者」。閩本「是」

作「具」。下十字實闕。北監本・毛本亦作「具」、下十字空闕。

○不信之人爲之億度。「度」下五字模糊、下接「人故先覺者」。閩本「之人」下十字實闕。北監本・毛本十字空闕。

と述べて、空格を埋めていない。これに基づく**標点本**も同様で、脚注には阮校を引用するのみである。

ところで『論語注疏』には阮元がその存在を知らなかった宋版が現存していることは、今や周知のことであろう。阿部隆一氏「日本国見在宋元版本志経部」（『斯道文庫論集第一八輯 一九八二年』）「阿部隆一遺稿集第一卷」汲古書院所収）によれば、金沢文庫旧蔵本『論語注疏』十卷は「論語正義現存本中の最古最善本と称し得る」もので、民国一八年中華学藝社刊（張元濟解題）及び昭和五年洪沢栄一刊の影印本が有るとのことであるが、その後には洪沢本の影印本もまた出版されており（嚴靈峰『論語集成』所収本・鼎文書局影印本等）、我々はこのことを容易に見ることが出来る。

そしてこの版本の当該箇所には缺文は無く、文字の異同は有るものの、以下の通りの完文である（傍線部が嘉慶本の缺文部分）。

「疏」子曰至賢乎○正義曰、此章戒人不可逆知人之詐、不可億度人之不信也。「抑」語辭也。言先覺人者、是寧能爲賢乎。言非賢也。所以非賢者、以詐僞不信之人、爲人億度逆知、反怨恨人、故先覺者非爲賢也。

缺文のままに放置しておくよりは、やはり善本で補うべきである。

『論語注疏』微子篇からもう一例、これは例1の場合と同様、阮校が指摘していない缺文の例を挙げよう。

例3 子路從而後、遇丈人以杖荷篠。子路問曰、子見夫子乎。丈人曰、

四體不勤、五穀不分、孰爲夫子。植其杖而芸、子路拱而立。止子路宿、殺雞爲黍而食之、見其二子焉。明日、子路行以告。子曰、隱者也。使子路反見之、至則行矣。子路曰、不仕無義。長幼之節、不可廢也。君臣之義、如之何其廢之。欲挈其身、而亂大倫。君子之仕也、行其義也。道之不行、已知之矣。

「疏」子路至之矣○正義曰……長幼之節不可廢也君臣之義如之何其廢之者言女知父子相義是知長幼之節不可廢也反可廢君臣之義而不仕*濁世欲清挈其身則亂於君臣之義大道理也君子之仕也行其義也道之不行已知之矣者言君子之仕非苟利祿而已所以行君臣之義亦不必自己道得行孔子道不見用自己知之也（論語疏 1806a）

宋版によれば、阮本は「*」印以下に「平欲挈其身而大倫者倫道理也言女不仕」の十七字を缺いていることが分かる。これを補って句読を施すと左ようになる。

……「長幼之節、不可廢也。君臣之義、如之何其廢之者、言女知父子相義、是知「長幼之節、不可廢也」、反可廢「君臣之義」而不仕乎。「欲挈其身、而亂大倫」者、「倫」道理也。言女不仕濁世、欲清挈其身、則亂於君臣之義大道理也。「君子之仕也、行其義也。道之不行已知之矣」者、言君子之仕、非苟利祿而已。所以

行君臣之義、亦不必自己道得行。孔子道不見用、自己知之也。

阮校にも言及が無いため、脱文であることがわかりにくい部分であるが、しかし阮本では意味が通じないであろう。当然標点本は脱文のままに標点を施している。(《論語注疏》252頁)

このような例は、実は各注疏中で枚挙に暇がない。阮元以降の「校勘」の業績を踏まえた定本が求められるところであろう。特に吉川幸次郎氏を主幹とする『尚書正義定本』への言及が無いのは、いかなるものであろうか。

二―一 語法と校勘

またこの標点本は阮校に従って本文を補正する場合がある。それはおおむね妥当な場合が多いのであるが、しかし阮校が常に正しいとは限らないことはいまでもなからう。「校勘」は最終的には「校定」に至るべきであるが、その判定は実のところ容易ではない。以下本節に取り挙げるのは、特に語法的に見た場合、阮校の判断が誤りであると思われる例である。

例4 掌客云「饗饋之禮、其死牢如殮之陳」。上公殮五牢、飪一牢、

陳在西階之前。正鼎九、牛一羊二豕三魚四腊五腸胃六膚七鮮魚八鮮腊九、從北南陳。又有陪鼎三、臠鼎一在牛鼎之後、臠鼎一在羊鼎之後、臠鼎一在豕鼎之後。腥四牢、陳於東階之前、牢引九鼎、無陪鼎也。侯伯殮四牢、飪一牢、腥三牢。子男殮二牢、

飪一牢、腥二牢、其陳列皆如上公。(春秋正義1505b)

右の傍点部分に関し、阮校は「牢引九鼎無陪鼎也 宋本・監本毛本引作別字。按當作列」と述べている。そして標点本は阮校に従って「牢引九鼎」に補正しているのである(《春秋正義》上 406頁)。しかしこの部分、「正宗寺本」でも宋本・監本・毛本と同様「別」字に作っており、結論的に言えば、これが正しい。したがって阮校は誤校ということになる。以下はその理由である。

拙稿「五經正義語彙語法簡記(三)」(広島大学文学部紀要第58巻 一九九八年)でも紹介したが、松尾良樹氏『日本書紀』と唐代口語(『和漢比較文学』第三号、一九八七年)に次のような指摘がある。

「ㄣ別」……「ㄣ」に「ㄣ」を表すのに、「毎ㄣ」ではなく「ㄣ別」を用いるのは、北朝系の資料に顕著である。『北齊書』には「色・家・戸・火・道・年」が「ㄣ別」を伴って用いられている。

『五經正義』は主として北朝学者の義疏を稿本にしたものであるから、「北朝系」の例が有るのは十分に考えられることである。この「牢引九鼎」は「牢別九鼎(牢ことに九鼎がある)」に作る宋本・正宗寺本が正しい。旧稿では『春秋正義』中から「ㄣ別」の例を二箇条挙げたが、さらに以下の例を追加しよう。

○注高陽氏至苗裔○正義曰、先儒舊説及譙周考史、皆以顓頊・帝嚳爲帝之身號、高陽・高辛皆國氏土地之號。高陽次少昊、高辛

次高陽、堯承高辛之後。孔子之錄尚書、自堯爲始。史籍之說皇帝、其言不經。大戴禮五帝德・司馬遷五帝紀、皆言顓頊・帝嚳代別一人。春秋緯命曆序「顓頊傳九世、帝嚳傳八世」。典籍散亡、無以取信。要二帝子孫、至舜時始用、必非帝之親子。其「八人」者、不能知其出生本系枝派近、故略言「其苗裔」耳。（春秋正義 20-14b）

○孟子又曰「方里爲井、井九百畝。其中爲公田、八家皆私百畝、同養公田。公事畢、然後敢治私事」。漢書食貨志取彼意而爲之文、云「井田方一里是爲九夫。八家共之、各受私田百畝。公田十畝、是爲八百八十畝。餘二十畝爲廬舍」。諸儒多用彼爲義。如彼所言、則家別一百一十畝。是爲十外稅一也。（春秋正義 2407a）

なお「く別」は『周禮疏』中に頻出する用例である。以下に二例だけ挙げておく。

○云「祿若今月奉也」者、古者祿皆月別給之。漢之月奉、亦月給之。故云「若今月奉」也。（周禮疏 02-96a）

○一日「牧以地得民」者、謂畿外八州之中、州別立一州牧、使侯伯有功德者爲、使統領二百一十國。以有一州土地集安萬民、故云「牧以地得民」也。（周禮疏 02-15a）

◇

右は阮校の誤校に標点本がそのまま従った例であるが、実は近人の校勘記の中にも、語法的に見ると誤校ではないかと思われる例がある。これまた拙稿「五經正義語彙語法節記」（広島大学文学部紀要

第56卷 一九九六年）で指摘した『儀禮疏』の例である。

例5 記冠義○釋曰、凡言「記」者皆是記經不備、兼記經外遠古之言。

鄭注燕禮云「後世衰微、幽厲尤甚。禮樂之書、稍稍廢棄。蓋自爾之後、有記乎」。又案喪服記、子夏爲之作傳、不應自造、還自解之。「記」當在子夏之前、孔子之時。未知定誰所錄。（儀禮疏 03-11a）

この箇所について、倉石武四郎氏『儀禮疏攷正』（一九三七 東方文化学院 一九〇 汲古書院影印）では、「未知定誰所錄 定疑是字誤」と校訂して、「未知是誰所錄」に作るべきだと主張されている。しかし、これは原文通りで正しい。倉石氏『儀禮疏攷正』を参考にしている**標点本**は阮校のままであるから（『儀禮疏』上 54頁）、この部分は誤っていない。

「定」字の用法については拙稿で論じた。ここでは「定」字のまままで正しいことを示すために、挙例が重複するが、以下に引用してみよう。

○韓は武王之子、其封當在成王之時、其命爲侯伯、或成或侯、未知定何時也。（毛詩疏 184-11b）

○云「今時八月案比是也」者、漢時八月案比而造籍書。周以三年大比、未知定用何月。故司農以漢法八月況之。（周禮疏 11-02b）
○言豐年物多以告神、明是論太平後事。但不知攝政三年之後、定指何年耳。（毛詩疏 19-1-04a）

○其得王命必在北杏之後。但未知定是何年耳。(春秋正義 02-15a)
 ○僖二十三年「杞成公卒」、其諡乃見於傳。未知此年杞國定是何何君。當是成公之父祖耳。(春秋正義 03-12a)

○破斧經稱「東征」、則是征時之事。其作必是東山之前、未知定是何年。(毛詩疏 08-1-05a)

○或以爲、庸・蜀・羌・髳・微・盧・彭・濮之徒、未知定是何國也。(禮記疏 20-03b)

阮元の校勘記の判断の是非についての検討のみならず、阮校以降の「校勘記」の校訂にも、我々はやはり批判の目を持たなければならぬのである。

二一三 誤刻と句読

嘉慶本に誤刻が多いことは、本札記(二)「2 阮刻の嘉慶本と道光重刊本」に於いてすでに述べた。そしてそれが誤刻であることに気がつかないで句読を施すと、当然その句読に誤りが生じることにもなりかねない。以下は、そのような例である。

例6 下日至慢也○正義曰祭必當卜下有吉否不吉則當改卜次句則不可期以一日卜不過三故限以一月過涉次月之節則書之以譏其慢(春秋正義 06-15a)

この「句則不可期以一日」(06-15a-9)の「則」字は実は「故」字

の誤刻である。したがってこの疏文は以下のように句読すべきであろう。

句読：正義曰、祭必當卜、下有吉否。不吉則當改卜次句、故不可期以一日。卜不過三、故限以一月。過涉次月之節、則書之以譏其慢。

ところが標点本は誤刻のままに、以下のように誤って句読している。これでは意味が通じない。(なお以下の標点本の引用文は原文通り、すなわち簡体字を用いるべきであろうが、筆者がそのフォントを持ち合わせていないこと、また阮本の引用文との対照の便もあって、正字体で表記している。以上お断り。)

標点本 正義曰：祭必當卜，下有吉否。不吉則當改卜，次句則不可期。以一日卜不過三，故限以一月。過涉次月之節，則書之以譏其慢。(《春秋左伝正義》上 171・172頁)

例7 注齊略至無罪○正義曰……及仲尼脩之大夫出奔無罪不名不名即因無罪故因告稱氏而書氏次見無罪若貴之或稱官或稱字如司城子哀之類是也(春秋正義 22-11b)

この「次見無罪」(22-11b-2)の「次」字は「以」字の誤刻である。これを正した後の句読は以下の通り。

句読：正義曰……及仲尼脩之、大夫出奔、無罪不名。不名即因無罪。故因告稱氏而書氏、「以見無罪」。若貴之、或稱官、或稱字。如司城子哀之類、是也。

右の文中括弧で括った「以見無罪」は杜預注の文章であるが、標点本はそのことにも気づいていないようである。

標点本正義曰……及仲尼脩之、大夫出奔。無罪不名。不名即因無罪、

故因告稱氏而書氏次、見無罪。若貴之、或稱官、或稱字、如司城子哀之類是也。（《春秋左伝正義》中 623頁）

◇

例8注隸亦至袴連○正義曰……若然在軍之服其色皆同耳。謂均服振振上下同色。郤至與衆同服所以獨見識者。禮法雖有此服。軍士未必盡然。郤至服必鮮華。故楚王偏識之。（春秋正義 28-10b）

この「其色皆同耳」（28-10b）の「耳」字は「所」字の誤刻。これを正した後の句読と、標点本は以下の通り。

句読：若然、在軍之服、其色皆同。所謂「均服振振」、上下同色。

郤至與衆同服、所以獨見識者、禮法雖有此服、軍士未必盡然。郤至服必鮮華、故楚王偏識之。

標点本若然、在軍之服、其色皆同耳。謂均服振振、上下同色。郤至與衆同服、所以獨見識者、禮法雖有此服、軍士未必盡然、郤至服必鮮華、故楚王偏識之。（《春秋左伝正義》中 782頁）

このように、正しい校定文によらなければ、正しい句読も施せないことになる。各「注疏本」のより正確な校定文が必要となるであろう。

三 書名の確定

本札記（二）「3 書名を見分けることの難きこと」において、「書傳」・「禮」と表記されたものが示す文献について検討した。本節ではこれらを標点本がどのように表記しているかについて見よう。

先ず「書傳」であるが、これが『尚書大傳』を意味する場合と、「文献」を意味する場合の二通りが有ることは既述の通りである。そして『尚書大傳』の場合とはかく、これが「文献」を意味するかどうかの見極めが問題となる。

例9徧檢今之書傳、無堯即位之年。孔氏博考羣書作爲此傳、言「堯年十六以唐侯升爲天子」、必當有所案據。未知出何書。（尚書正義 02-25a）

例10如史記之言、則孔子之前詩篇多矣。案書傳所引之詩、見在者多、亡逸者少、則孔子所録、不容十分去九。馬遷言「古詩三千餘篇」、未可信也。（毛詩正義詩譜序 03b）

この二例は前稿で述べた通り、いずれも「文献」「古典」の意味である。ところが**標点本**は、

○「遍檢今之書傳」(《尚書正義》46頁)

○「案《書傳》所引之詩」(《毛詩正義》上8頁)

と表記している。したがって後者は誤った標点だということになる。

例11唐叔得禾、異畝同穎。「唐叔成王母弟。食邑内得異禾也。畝壟、穎穗也。禾各生一壟而合爲一穗。」

正義曰、昭十五年左傳云「叔父唐叔成王之母弟」。指言「唐叔得禾」、知其所「食邑内得異禾」也。唐叔食邑、書傳無文。詩

述后稷種禾於「實秀」之下、乃言「實穎」。毛傳云「穎垂」、

言穗重而垂、是「穎」爲「穗」也。「禾各生一壟而合爲一穗」、

言其異也。書傳云「成王之時有三苗貫桑葉而生、同爲一穗。其

大盈車、長幾充箱。民得而上諸成王」。下傳云「拔而貢之」。

若是盈車之穗、不可手拔而貢。孔不用書傳爲說也。(尚書正義

13-27)

この箇所引用された二つの「書傳」については、前者は「文獻」、

後者は『太平御覽』卷八三九にも「尚書大伝」として引用している

ように『尚書大伝』である。そして**標点本**は、

○「唐叔食邑、書傳無文」

○「《書傳》云」(《尚書正義》355頁)

と表記する。したがってこれは正しい標点である。



次いで旧稿では、「禮」と表記されてはいるものの、「三禮」文

獻中にその出典が見出せない「禮、孫以王父字爲氏」という例を取

り挙げ、結論として、これは『公羊伝』の文章を指すのであるが、

それを「公羊伝曰」と表記しないで「禮」としたのは、『公羊』『穀

梁』二伝の義例をまじえて『左伝』を解釈した先儒を批判する立場

をとる杜預注、それを祖述する『春秋左伝正義』が、その論述の過

程で、根拠とすべき礼制を『公羊伝』に求めたことをあからさまに

言うのをはばかった表現である、と筆者は解した。

これを**標点本**ではどのように表記しているであろうか。

例12子仲之子、婆娑其下「子仲陳大夫氏。婆娑舞也。箋云、之子男

子也」。

○傳子仲至舞也○正義曰、知「子仲」是「陳大夫氏」者、以其風

俗之敗、自上行之、今此所刺、宜刺在位之人、若是庶人、不足

顯其名氏。此云「子仲之子」、猶云「彼留之子」、舉氏姓言之、

明子仲是大夫之氏姓也。禮孫以王父字爲氏。此人上祖、必有字

子仲者、故氏子仲也。(毛詩正義07-1-056)

の例を、驚くべきことに**標点本**では

○傳子仲至舞也○正義曰、知子仲是陳大夫氏者、以其風俗之敗、

自上行之。今此所刺、宜刺在位之人、若是庶人、不足顯其名氏。

此云「子仲之子」、猶云「彼留之子」、舉氏姓言之、明子仲是

此云「子仲之子」、猶云「彼留之子」、舉氏姓言之、明子仲是

此云「子仲之子」、猶云「彼留之子」、舉氏姓言之、明子仲是

大夫之氏姓也。《公羊傳》孫以王父字爲氏^①。此人上祖必有字子仲者，故氏子仲也。（《毛詩正義》 441頁）

とあるように、「禮」を「公羊傳」に改訂しているのである。そしてその脚注には、

①“公羊伝孫以王父字爲氏”原作“禮孫以王父字爲氏”，按：此乃《春秋公羊伝》成公十五年語，非《禮記》語，又“氏”後無“也”字。据改，刪。

と述べている。筆者の立てた仮説、すなわち「禮」と表記した『春秋正義』の配慮、が幸いにも妥当であるとすれば、標点本のこの表記は校訂のし過ぎということになるであろう。しかも、他の例に於いては右の脚注の主旨が一貫されていないから、なおさらである。すなわち、

例13 周人以諱事神。名終將諱之。「君父之名、固非臣子所斥。然禮既卒哭、以木鐸徇曰、舍故而諱新。謂舍親盡之祖、而諱新死者。故言以諱事神也。終將諱之。自父至高祖、皆不敢斥言也。」

○注君父至斥言○正義曰、「君父之名、固非臣子所斥」、謂君父生存之時、臣子不得指斥其名也。禮「《禮記》曲禮上」稱「父前子名、君前臣名」、鄭玄云「對至尊、無大小皆相名」。是對父則弟可以名、兄對君則子可以名父、非此則不可也。……古者諱名不諱字。禮以王父字爲氏、明其不得諱也。屈原云「朕皇考曰伯庸」、

是不諱之驗也。（春秋正義 06:246）

例14 謂陳人無動。將討於少西氏。「少西微舒之祖、子夏之名。」

○注少西至之名○正義曰、禮以王父字爲氏。微舒以夏爲氏、知子夏是字、少西是名。言少西氏者、氏猶家也。言將討少西之家。（春秋正義 22:166）

について標点本はそれぞれ

○古者諱名不諱字。《禮》以王父字爲氏，明其不得諱也。（《春秋左伝注疏》上 183頁）

○《禮》以王父字爲氏。（《春秋左伝注疏》中 630頁）

と表記しているのである。一貫させるとすれば、当然この《禮》も《公羊伝》とすべきところであろう。「十三經注疏」のごとき大部な文献の場合、いわゆる「彼此違異」は避けがたいところであるが、ここで《公羊伝》と書き換えるのは、やはり不当な改訂とみななければならぬ。

四 佚書の引用部分の確定（服虔「左伝」注の場合）

本札記（一）「2 佚書の引用範囲を見分けることの難きこと」に、例として服虔「左伝」注を挙げた。この問題について標点本はいかなる判断を下しているであろうか。

例15 號公請器。王予之爵。〔爵飲酒器。〕鄭伯由是始惡於王。〔爲僖公二十四年鄭執王使張本。〕

○號公至於王○正義曰、鄭伯謂厲公子文公也。服虔云、盤盞王后婦人之物、非所以賜有功。爵飲酒器、玉爵也。一升曰爵。爵人之所貴者^①。言鄭伯以其父得賜、不如號公、爲是始惡於王、積而成怨^②。僖二十四年、遂執王使^③、此爲彼張本^④。(春秋正義 09-21a)

右の疏文中、服虔の引用部分を^①までとしたのが李貽徳『春秋左傳買服注輯述』、重澤俊郎氏『左傳買服注攷逸』の説。次いで^②は馬國翰『玉函山房輯佚書』「春秋左氏傳解詁」と袁鈞『鄭氏佚書攷』「春秋傳服氏注」という二つの輯佚書と洪亮吉『春秋左傳詁』の説、さらに^③は王謨『漢魏遺書鈔』「左氏傳解詁」と黃奭『漢學堂經解』「服虔左傳解詁」の説、最後の^④は、劉文洪『左傳舊注疏證』の説である。そして最後の^④説を支持したのが筆者の前稿での結論であった。

さて**標点本**はこの部分をどのように表記しているか。答えは、これまた意外にも、引用部分を表記する符号が無いのである(『春秋正義』上 266頁)。したがって標点本はこの部分の判断を放棄していることになるであろう。

例16 使皇郎命校正出馬、工正出車、備甲兵、庀武守。〔皇郎皇父充右之後。校正主馬、工正主車、使各備其官。〕

○注皇郎至其官○正義曰、服虔云、「皇郎、皇父充石之後」、十

世宗卿爲人之子、大司馬椒也^①。車馬甲兵司馬之職。使皇郎掌此事、皇郎必是司馬也。「校正主馬」、於周禮爲校人。是司馬之屬官也。周禮司馬之屬、無主車之官。巾車・車僕職皆掌車、乃爲宗伯之屬。昭四年傳云「天子爲司馬與工正書服」、是諸侯之官司馬之屬有「工正主車」也。國有火災、恐致姦寇、故使司馬命此二官出車馬、備甲兵以防非常也。傳言「庀武守」者、甲兵器藏於府庫。若今武庫使具其守、守此武庫也。此事輕於車馬、故後言之^②。(春秋正義 30-20b)

この例では、^①は馬國翰・洪亮吉・李貽徳・重澤俊郎の諸氏の見解、^②は王謨『漢魏遺書鈔』・黃奭『漢學堂經解』の両者の説であった。そして確証はないものの、筆者は後者の可能性を指摘したのであるが、**標点本**は^①説である(『春秋正義』中 864頁)。

かくばかり、佚書の引用部分の確定も、なかなか容易ではない作業である。

◇
ところで、実は佚書ではないにもかかわらず、誤った引用部分の表記の例を一つ附加しておこう。『論語注疏』先進篇の一章である。

例17 ○注鄭曰至之禮○正義曰云宗廟之事謂祭祀也者謂禴祀烝嘗及追享朝享禘祫之類皆是也云諸侯時見曰會殷類曰同者周禮春官大宗伯職文但彼作殷見此作殷類則見也鄭玄注云此禮以諸侯見王爲文時見者言無常期諸侯有不順服者王將有征討之事則既朝覲王爲壇於國外合諸侯而命事焉春秋傳曰有事而會不協而盟是也殷猶衆

也十二歳王始不巡守則六服盡朝禮既畢王亦爲壇合諸侯以命政焉所命之政也王巡守殷見四方四時分來終歲則偏是也（論語疏 11-12b）

この部分の**標点本**の本文と脚注は以下の通りである。

○注鄭曰至之禮○正義曰：云「宗廟之事，謂祭祀也」者，謂禘、祀、烝、嘗及追享、朝享、禘、祫之類皆是也。云「諸侯時見曰會。殷類曰同」者，《周禮・春官・大宗伯職》文，但彼作殷見，此作殷類，類則見也。鄭玄注云：「此禮以諸侯見王爲文。」時見者，言無常期。諸侯有不順服者，王將有征討之事。則既朝覲，王爲壇於國外，合諸侯而命事焉。春秋傳曰「有事而會，不協而盟」是也。殷猶衆也。十二歳，王始①不巡守，則六服盡朝。朝禮既畢，王亦爲壇，合諸侯以命政焉。所命之政，如王巡守殷見，四方四時分來，終歲則偏，是也。

① “始”，浦鏜云：“如‘誤’始”。

しかし、ここには二つの誤りがある。ひとつは鄭玄注の引用部分の誤記であり、もうひとつは句読の誤り（傍線部分）である。筆者の句読は以下の通り。

○注鄭曰至之禮○正義曰、云「宗廟之事、謂祭祀也」者、謂禘・祀・烝・嘗及追享・朝享・禘祫之類皆是也。云「諸侯時見曰會。殷類曰同」者、周禮春官大宗伯職文。但彼作「殷見」、此作「殷

類」。「類」則見也。鄭玄注云「此禮、以諸侯見王爲文。時見者言無常期。諸侯有不順服者、王將有征討之事、則既朝覲、王爲壇於國外、合諸侯而命事焉。春秋傳曰『有事而會、不協而盟』是也。殷猶衆也。十二歳、王如不巡守、則六服盡朝。朝禮既畢、王亦爲壇、合諸侯以命政焉。所命之政、如王巡守。殷見四方、四時分來、終歲則偏」是也。

実際に鄭玄注に当たってみると、これは長い注文のうちの中間部分が省略された引用であり、最後部「是也」の前までが鄭玄注であった。標点本は最初の引用部分のみに符号を施したのである。

なお標点本の脚注に引用する浦鏜説、すなわち「始」字を「如」字に改めるべきだとする見解は、宋版『論語注疏』本が「如」字に作っていることよって、その正しさが証明されている。浦鏜の校訂は今なお有効なものが多い。

五 嘉慶本『春秋左傳注疏』誤刻一覽

本札記（二）「2 阮刻の嘉慶本と道光重刊本」に於いて、『春秋左傳注疏』の巻一から巻十までの、嘉慶本の誤刻と道光重刊本による補正の例を挙げた。このたび全六十巻の校勘を終えたので、前回のものと併せて誤刻の例を紹介したい。また**標点本**の補正箇所についても指摘しておく。その補正の程度をはかる目安となれば幸いである。

前半に「重刊本で訂正されている例」（したがっておおむね標点本で

も訂正されている)、後半に重刊本でも依然として補正されていない
 「阮本の誤刻の例」を挙げた。なお「疏文」には頭に「・」を附し
 て「經文」「伝文」「注文」と区別している。また見出し字は阮元
 校勘記(及びその体裁に従ったもの)のもの、括弧内の数字は、嘉慶
 本の巻・葉(表裏)・行数(十行として数える)を示している。

重刊本で訂正されている例

- ・故云重也 (03-06b-5) 「云」字は「文」字の誤刻。
- ・也二王者受天之命 (03-09a-2) 「也」字は「此」字の誤刻。
- ・二十三日有丙戌 (03-09b-8) 阮本は「三」字を「二」字に、「有」字を「在」字に誤刻。重刊本は「三」字のみ訂正。標点本は「二」字を「在」字に誤刻。十三日在丙戌、つまり嘉慶本のまま。
- ・而杜必言遷都淳于 (03-13a-1) 「杜」字を「且」字に誤刻。
- ・尋案春秋諸氏族之稱 (03-13a-10) 「族」字を「於」字に誤刻。
- ・鞏則強梁固請公 (03-17a-5) 「則」字を「師」字に誤刻。
- ・調與融一風二名 (03-26b-7) 「二」字を「一」字に誤刻。
- ・雖敵而忘其盟載之辭 (04-06a-10) 「雖」字は「臨」字の誤刻。
- ・之宿亦大夫盟也 (04-07b-3) 「之」字は「知」字の誤刻。
- ・鄭玄云上以下皆禪 (05-13a-6) 「上」字は「士」字の誤刻。
- ・大夫正法當呼爲王 (07-10a-4) 「王」字は「主」字の誤刻。
- ・杵臼 (07-11b-5) 「臼」字は「白」字の誤刻。
- ・雖王使賓客示崇先代而已 (08-01b-10) 「使」字は「所」字の誤刻。
- ・紀王之後 (08-06b-2) 「王」字は「亡」字の誤刻。
- ・必有二日之次 (08-07a-2) 「二」字は「三」字の誤刻。

- ・曾孫犁來 (08-10b-8) 「曾」字を「會」字に誤刻。
- ・西南流水下合泗 (08-19b-3) 「流」字は「沈」字の誤刻。
- ・背陳曰戰 (08-21a-4) 「背」字は「皆」字の誤刻。
- ・其君彼獲 (09-02a-5) 「彼」字は「被」字の誤刻。
- ・慶父未出 (11-06a-5) 「未」字は「末」字の誤刻。
- ・傳歷言將帥師右者 (11-13b-7) 「師」字は「御」字の誤刻。
- ・齊之隱諱 (13-04b-7) 「之」字は「史」の誤刻。
- ・代執之曰取 (15-05a-8) 「代」字は「伐」字の誤刻。
- ・或言或者謂天意 (15-11a-9) 上の「或」字は「故」字の誤刻。
- ・今於餘分三百四十八 (18-04a-10) 阮刻本は「三」字を「二」字に誤刻。
- ・仲尼猶云今日大人者 (19b-04a-3) 「日」字は「曰」字の誤刻。
- ・則是出爲國主 (19b-04a-5) 「出」字は「世」字の誤刻。
- ・國語稱今日大人 (19b-04a-7) 「目」字は「曰」字の誤刻。
- ・公孫嬰齊卒于狸服 (19b-18b-6) 「服」字は「脈」字の誤刻。
- ・必備儀儀 (19b-19b-2) 「儀」字は「威」字の誤刻。
- ・伐鼓省是攻責之事 (19b-23b-10) 「省」字は「者」字の誤刻。あるいは影印本の誤った補正か。
- ・昭三十一年傳 (26-26a-1) 「三」字は「二」字の誤刻。
- ・穴有羽似鳥 (29-07b-3) 「穴」字は「矢」字の誤刻。
- ・其實金奏四夏 (29-16b-10) 「四」字は「肆」字の誤刻。
- ・三人而已 (30-03b-5) 「三」字は「二」字の誤刻。
- ・卿大夫即位于堂廣楹西 (30-04b-8) 「廣」字は「廉」字の誤刻。
- ・身固足以幹事也 (30-27a-7) 「身」字は「貞」字の誤刻。

- ・唯冇士商在耳 (30-27b-9) 「士」字は「工」字の誤刻。
- ・自以爲性 (31-06a-1) 「性」字は「牲」字の誤刻。
- ・其虞不同分也 (31-21b-2) 「同」字は「可」字の誤刻。
- ・淳鹹也 (36-14b-10) 浦鐘正誤「也」作「地」。阮刻本校勘記では「作地」の二字を脱す。
- ・注覺至棟 (38-28a-6) 「至」字は「屋」字の誤刻。
- ・若此君之及也 (39-08a-3) 「此」字は「知」字の誤刻。
- ・盡杜爲長麻 (40-04a-8) 「盡」字は「蓋」字の誤刻。
- ・成七年適吳爲行人 (40-19a-2) 阮刻本は「七」字を「十」字に誤刻。
- ・杜去 (41-10a-8) 「去」字は「云」字の誤刻。
- ・釋文云 (41-16b-6) 「文」字は「水」字の誤刻。
- ・鄭玄云 (41-22b-9) 「玄」字は「衆」字の誤刻。
- ・已是十一月也 (41-31a-6) 「一」字は「二」字の誤刻。
- ・西陸朝覲 (42-22b-2) 「覲」字は「覲」字の誤刻。
- ・又傳云乙卯云 (48-14a-1) 「乙」字は「亡」字の誤刻。
- ・以二十二年 (49-01a-8) 「以」字は「與」字の誤刻。
- ・壬申朝于武官 (49-07b-9) 「官」字は「官」字の誤刻。 **標点本**は「官」字のまゝ。
- ・柱注不明 (50-06b-8) 「柱」字は「杜」字の誤刻。
- ・是大國敗後 (50-18b-2) 「大」字は「六」字の誤刻。
- ・皆作伍候 (50-26b-6) 「伍」字は「五」字の誤刻。
- ・或云積丸是箭箒 (51-19a-9) 「積」字は「積」字の誤刻。道光本は「積」字に訂正。 **標点本**は「積」字に訂正している。
- ・宣王厲王于虺之亂 (52-08a-1) 「于」字は「子」字の誤刻。

- ・與楚戰于長崩 (52-14a-3) 「崩」字は「岸」字の誤刻。
 - ・三易者士穀 (53-12b-1) 「穀」字は「穀」字の誤刻。
 - ・禾知此穀以何年即位 (53-17a-9) 「禾」時は「未」字の誤刻。
 - ・已伐魏舒矣 (54-01b-7) 「伐」字は「代」字の誤刻。
 - ・季孫必與居歸 (54-05a-3) 「居」字は「君」字の誤刻。
 - ・所請多方以誤之 (54-07b-7) 「請」字は「謂」字の誤刻。
 - ・陵師陵軍 (55-07b-8) 「陵」時は「陸」字の誤刻。
 - ・鄆行吳爲盟主 (55-15a-6) 「行」字は「衍」字の誤刻。
 - ・子子干旄 (55-20b-2) 「旄」字は「旌」字の誤刻。
 - ・丘柏公 (56-08a-8) 「丘柏公」は「立桓公」の誤刻。
 - ・則當去范中行二此 (56-13a-6) 「此」字は「氏」字の誤刻。
 - ・成來奔 (56-16a-3) 「成」字は「戌」字の誤刻。
 - ・鄭玄蔡法注云 (60-03a-2) 「蔡」字は「祭」字に誤刻。
- 阮本の誤刻の例**
- 傳惠公元配孟子 (02-02a-4) 「配」字は「妃」字の誤刻。◆ **標点本**は訂正している。以下◆印同じ。
- ・二十三年而春秋之傳終矣 (02-10a-2) 「二十三年」は「三十三年」の誤刻。
 - ・大都三國之二 (02-16b-9) 「三國之二」は「三國之一」の誤刻。
 - ・莊三十八年傳曰 (02-17b-8) 「三十八」は「二十八」の誤刻。◆
 - ・與秦伯之君鍼出奔晉同也 (02-19a-6) 「君」は「弟」の誤刻。◆
 - ・實其殺心 (02-19b-1) 「其」字は「無」字の誤刻。
 - ・遂起初心之恨 (02-19b-3) 「初」字は「切」字の誤刻。

- ・示有恩好 (02-23b-2) 「有」字は「存」字の誤刻。
- ・皆言天王使矣 (03-03a-1) 「矣」字は「某」字の誤刻。
- ・此後不言王使 (03-03a-1) 「後」字は「復」字の誤刻。
- ・故殤公宜荷其祿 (03-09a-3) 「其」字は「此」字の誤刻。
- ・彼長歷推 (03-09b-7) 「彼」字は「故」字の誤刻。
- ・文不宜言魯人 (03-13b-10) 「宜」字を「直」字に誤刻。
- ・中屋南面 (03-19a-2) 「屋」字を「至」字に誤刻。◆
- ・劉炫以大都名通 (04-01b-6) 「大都通名」に誤刻。
- ・周道然也 (04-12b-6) 「周道然也」は「周道也然」の誤刻。
- ・執其事而諫其非 (04-19a-4) 「事」字は「是」字の誤刻。
- ・公與侯燕 (04-20a-4) 「侯」字は「族」字の誤刻。
- ・北面西上 (04-20b-2) 「西」字は「東」字の誤刻。◆
- ・世本姓氏姓篇云 (04-20b-7) 上の「姓」字は衍字。◆ (孫詒讓校記に従って刪去す。)
- ・豕牡曰豨 (04-24b-4) 「牡」字は「牝」字の誤刻。◆
- ・謂諸國大事 (04-26a-3) 「國」字は「是」字の誤刻。
- ・商書顧命 (05-01a-10) 「商書」は「尚書」の誤刻。
- ・自華蟲而下十章 (05-09a-10) 「十章」は「七章」の誤刻。◆
- ・玉有十二 (05-09b-10) 「玉有十二」は「玉有十一」の誤刻。
- ・論語商書皆云 (05-12a-8) 「商書」は「尚書」の誤刻。
- ・王治祭服 (05-12b-4) 「治」字は「后」字の誤刻。
- ・今人謂裏書之物謂褻 (05-13b-7) 「裏」字は「褻」字の誤刻。
- ・故畫以旌旗 (05-15a-8) 「以」字は「於」字の誤刻。
- ・又以商書洛誥說 (05-16a-2) 「商書」は「尚書」字の誤刻。
- ・策勳常在廟 (05-17b-1) 「常」字は「當」字の誤刻。
- ・又駕一馬以兩服爲三 (06-04a-4) 「以」字は「與」字の誤刻。
- ・載孤輻 (06-13a-8) 「輻」字は「輻」字の誤刻。◆
- ・曾無冬至之祭 (06-13b-9) 「曾」字は「魯」字の誤刻。
- ・釋例曰 (06-14b-4) 「曰」字は「引」字の誤刻。
- ・旬則不可期以一日 (06-15a-9) 「則」字は「故」字の誤刻。
- ・今子發 (06-24b-7) 「子」字は「予」字の誤刻。◆
- ・日改爲某 (06-24b-8) 「日」字は「口」字の誤刻。
- ・而不復改名也 (06-25b-2) 「改」字は「故」字の誤刻。
- ・鄆人曰虞四邑之至 (07-10a-6) 「日」字は「日」字の誤刻。◆
- ・天根謂氏星 (07-21b-3) 「氏」字は「氐」字の誤刻。
- ・所與知者 (08-02b-9) 「與」字は「以」字の誤刻。
- ・爲逆至於魯不至於齊故也 (08-02b-10) 「逆」字は「送」字の誤刻。
- ・其又異於邢遷也 (08-03a-4) 「又」字は「文」字の誤刻。
- ・楚疆齊欲緩之以德 (08-07a-3) 「疆」字は「疆」字の誤刻。
- ・春秋以來未嘗構怨 (08-15a-5) 「未」字は「未」字の誤刻。◆
- ・則君列侯會矣 (08-18a-3) 「侯」字は「諸」字の誤刻。
- ・文十年 (08-18a-7) 「十」字は「七」字の誤刻。◆
- ・彼云小白既早 (08-18b-7) 「云」字は「迎」字の誤刻。
- ・小白之後然 (08-18b-8) 「然」字は「也」字の誤刻。
- ・謂迎小白者疑 (08-18b-9) 「疑」字は「還」字の誤刻。
- ・寡君願生得之以徇於國 (08-20b-7) 「阮本」は「生」字を「先」字に誤刻する。◆
- ・檇李之後 (08-21a-6) 「後」字は「役」字の誤刻。◆

- ・注夫人至寧卿 (09-10a-6) 「寧卿」は「卿寧」の誤刻。◆
- ・曲沃武公已即位二十七年 (09-12b-10) 「二」字は「三」字の誤刻。
- ・云不忘古也 (09-15a-6) 「示」字は「示」字の誤刻。
- ・而鬻奉得爲閭者 (09-17b-10) 「奉」字は「舉」字の誤刻。
- ・其辭也韻 (09-23b-8) 「也」字は「並」字の誤刻。
- ・以文不足故連言寶王 (09-25a-10) 「以」字は「於」字の誤刻。
- ・易未必如本 (09-25b-1) 「易」字は「亦」字の誤刻。
- ・指言一文所象 (09-25b-5) 「象」字は「像」字の誤刻。
- ・又巽變爲坤 (09-26a-3) 「坤」字は「乾」字の誤刻。
- ・山則材之所注 (09-26a-7) 「注」字は「生」字の誤刻。◆
- ・而彼天照 (09-26a-7) 「彼」字は「被」字の誤刻。
- ・彼天之照 (09-26b-2) 「彼」字は「被」字の誤刻。
- ・故各陳必衰世 (09-27b-5) 阮校に「宋本各作知不誤」と。ただし阮本は「名」字に誤刻。
- ・非爲祭耳 (10-01a-6) 「爲」字は「唯」字の誤刻。
- ・大史論正月之事六 (10-07b-7) 「六」字は「云」字の誤刻。◆
- ・三宮祭日也 (10-08b-2) 「三」字は「王」字の誤刻。◆
- ・告於諸侯 (10-11b-9) 「於」字は「于」字の誤刻。◆
- ・言廡不書作 (10-15b-7) 「言」字は「延」字の誤刻。
- ・釋文云營室謂之定 (10-17b-5) 「文」字は「天」字の誤刻。
- ・榦則在兩邊鄣土 (10-17b-9) 「榦」字は「翰」字の誤刻。◆ (孫詒讓校記に従う。)
- ・言外淫者謂以外姓爲淫 (11-06a-2) 「以」字は「與」字の誤刻。
- ・其惡末顯見 (11-07b-6) 「末」字は「未」字の誤刻。◆
- ・周禮大宗伯 (11-08a-7) 「大」字は「小」字の誤刻。
- ・間於兩社 (11-08b-1) 「於」字は「于」字の誤刻。◆
- ・遷變爲乾 (11-08b-8) 「遷」字は「還」字の誤刻。
- ・方相之士 (11-14a-10) 「士」字は「土」字の誤刻。◆
- ・故且以事託之 (11-14b-10) 「且」字は「杜」字の誤刻。
- ・曲沃疆大 (11-14b-10) 「疆」字は「彊」字の誤刻。
- ・劉君不達此時 (11-15a-1) 「時」字は「旨」字の誤刻。
- ・信能用人也 (11-15b-3) 「信能用人也」は「信用能人也」の誤刻。
- ・故知公字 (12-19b-6) 「知」字は「去」字の誤刻。
- ・豈豫知自公既視朔没去公字乎 (12-19b-7) 「自」字は「有」字の誤刻。
- ・空手謂君荅臣拜也 (12-20a-8) 「手」字は「首」字の誤刻。
- ・河穎淮泗之間謂之頽 (13-11a-7) 「穎」字は「穎」字の誤刻。◆
- ・如命書于其上 (13-11b-3) 「如」字は「加」字の誤刻。◆
- ・雖非是辭 (14-03b-1) 「是」字は「易」字の誤刻。
- ・若晉君朝以人 (14-06b-6) 「人」字は「入」字の誤刻。◆
- ・見於筮兆 (14-11b-8) 「筮」字は「著」字の誤刻。
- ・吉凶何從而生 (14-16a-5) 「何」字は「所」字の誤刻。
- ・故假他占以告之 (14-16b-2) 「告」字は「對」字の誤刻。
- ・余未事君何有思義於君焉 (15-15b-6) 毛本「焉」を「爲」に誤る。阮刻本も毛本と同様「爲」字に誤刻している。◆
- ・而以宋蕩寇之 (16-01a-9) 「寇」字は「冠」字の誤刻
- ・服虔云言室屋皆發徹 (16-06b-8) 「徹」字は「撤」字の誤刻。
- ・耳助包也 (16-10b-4) 「包」字は「句」字の誤刻。

- ・不與晉侯畀宋公也 (16-14a-6) 「與」字は「以」字の誤刻。
 - ・敢繩治之 (16-25a-8) 「敢」字は「當」字の誤刻。
 - ・蓋以玉飾纓之朱耳 (16-26a-7) 「朱」字は「末」字の誤刻。
 - ・鄭炫云 (16-28b-6) 「炫」字は「玄」字の誤刻。
 - ・積四百三十年 (17-09b-5) 「三」字は「二」字の誤刻。
 - ・飪一牢腥一牢 (17-14b-8) 兩「一」字は「二」字の誤刻。
 - ・釋天文 (17-21b-3) 「文」字は「云」字の誤刻。
 - ・表朝儀以同百姓之心 (18-01a-8) 「同」字は「固」字の誤刻。
 - ・且引顧命康王之事 (18-01a-10) 「且」字は「杜」字の誤刻。
 - ・非虞練再從 (18-08a-2) 「從」字は「作」字の誤刻。◆ (孫詒讓校記に従う。)
 - ・襄十一年傳稱 (18-14a-2) 「一」字は「二」字の誤刻。◆
 - ・出次出於官而別次舍 (18-20a-2) 「官」字は「宮」字の誤刻。
 - ・齊人弑悼公之於師 (18-20a-3) 「之」字は「赴」字の誤刻。◆
 - ・傳別謂券書也 (19a-06b-1) 「傳」字は「傳」字の誤刻。◆
 - ・漢書律麻志云推麻主律 (19a-08a-3) 「主」字は「生」字の誤刻。
 - ・經傳文歸衛不歸鄭 (19a-17b-2) 「經」字は「怪」字の誤刻。
 - ・隱元年公羊傳曰衣服曰隧穀梁傳曰衣衾曰隧 (19a-21a-9) 二「隧」字はいずれも「榼」字の誤刻。◆ (前の「榼」字のみ。)
 - ・經書二月從告 (19a-21b-3) 阮刻本「經」字を「死」字に誤刻。◆
 - ・然則陳侯不同也 (19a-24b-4) 「不」字は「必」字の誤刻。
 - ・于田獵陳名 (19a-25a-5) 「十」字は「孟」字の誤刻。◆
 - ・則魯被尊而賓禮薦也 (19b-19b-9) 「薦」字は「薦」字の誤刻。◆
- (標点本は「荐」字に誤植。)
- ・其事類於楚也 (19b-20a-4) 「楚」字は「此」字の誤刻。
 - ・諸經所關者 (21-01b-3) 「關」字は「闕」字の誤刻。
 - ・故謂宋及晉平 (21-04b-8) 「故」字は「炫」字の誤刻。
 - ・對曰以不爲華元之辭 (21-07b-9) 「不」字は「下」字の誤刻。◆
- (孫詒讓校記に従う。)
- ・蔡侯宋雖無罪 (21-20b-10) 「宋」字は「朱」字の誤刻。
 - ・此是彊軍人之小耳 (21-22b-3) 「小」字は「心」字の誤刻。◆
 - ・次見無罪 (22-11b-2) 「次」字は「以」字の誤刻。
 - ・故謂比爲偏之兩 (23-12b-4) 「比」字は「此」字の誤刻。
 - ・凡二百五十篇 (23-12b-6) 「二」字は「一」字の誤刻。
 - ・非克商之作也 (23-20b-4) 「之」字は「即」字の誤刻。
 - ・則茅經存馬 (23-24b-10) 「馬」字は「焉」字の誤刻。◆
 - ・權秦師之弱 (24-11b-10) 「師」時は「帥」字の誤刻。◆
 - ・而東行定狄也 (24-11b-10) 「也」時は「地」字の誤刻。◆
 - ・此例所謂兄稱弟皆母弟 (24-18b-10) 「兄」字は「凡」字の誤刻。
 - ・互物蟠蛤之屬 (25-17b-7) 「蟠」字は「蚌」字の誤刻。◆ (孫詒讓校記に従う。)
 - ・將井椁 (25-17b-7) 「井」字は「井」字の誤刻。◆ (孫詒讓校記)
 - ・蓋如令鼠狼 (26-15a-5) 「令」字は「今」字の誤刻。◆
 - ・兵車爲元帥在中 (28-08a-3) 「爲」時は「唯」字の誤刻。
 - ・其色皆同耳 (28-10b-7) 「耳」字は「所」字の誤刻。
 - ・從遣輕兵 (28-11b-5) 「從」字は「欲」字の誤刻。◆
 - ・而就御與車右不同 (28-12a-6) 「就」字は「執」字の誤刻。
 - ・召桓公與告單襄公 (28-18b-8) 「與」字は「以」字の誤刻。◆

- ・受事子朝 (28-30a-10) 「子」字は「干」字の誤刻
- ・不反則不得書葬 (29-21a-4) 阮刻本は「反」字の下に「哭」字を
闕いている。
- 仲孫蔑衛孫林父會吳于善道 (30-01a-5) 影印本の中には「吳」字を
「果」字に誤って補正したものが有る。
- ・三人而已 (30-03b-5) 「三」字は「二」字の誤刻。
- ・書曰者是重尼新意 (31-05b-2) 「重」字は「仲」字の誤刻。◆
- ・或以始至 (31-14b-5) 「至」字は「致」字の誤刻。◆
- 皆屬於上 (31-14b-9) 「上」字は「公」字の誤刻。
- 言興善也 (32-03b-9) 「興」字は「刑」字の誤刻。◆
- 故諸侯執國 (32-07b-10) 影印本の中には、「故」字を「以」字に誤
って補写したものが有る。
- ・故指言大失耳 (32-25a-7) 「失」字は「夫」字の誤刻。◆
- 言及使異辭無義例 (35-07a-8) 「使」字は「史」字の誤刻。
- ・遂者因上事上下事之辭 (35-07b-9) 「上」の「上」字は「生」
字の誤刻。◆
- ・後傳云唐人是因 (35-23b-3) 「後」字は「彼」字の誤刻。
- ・史遊息就篇 (36-15b-1) 「息」字は「急」字の誤刻。◆
- ・今定之本 (38-03b-4) 「之」字は誤衍。
- 明言乃當在玄栒 (38-18b-7) 「言」字は「年」字の誤刻。
- ・祓殯至弊也 (39-03b-2) 「弊」字は「幣」字の誤刻。◆
- ・從乙象懷子咳咳之形也 (40-04a-2) 「咳」は「咳」字の誤刻。◆
- ・計至朔長二日 (40-04b-1) 「二」字は「三」字の誤刻。
- 莒人殺其君密州 (40-12b-10) 阮刻本は「殺」字を「弑」字に作る。

誤刻であろう。

- 薰隧門外道各 (41-18b-5) 「各」字は「名」字の誤刻。◆
- ・服虔引司馬注云 (41-19b-2) 「注」字は「法」字の誤刻。◆
- ・服虔云 (42-08b-10) 「處」字は「虔」字の誤刻。◆
- ・冰食喪祭 (42-22b-6) 「冰」字は「賓」字の誤刻。
- 所以道遠其氣 (42-22b-9) 「遠」字は「達」字の誤刻。
- ・以不同 (42-34a-2) 「不」字は「下」字の誤刻。
- ・彖曰 (43-04a-8) 「彖」字は「象」字の誤刻。
- 日在地中之象 (43-05a-5) 「日」字は「日」字の誤刻。◆
- 又歸公 (43-13b-5) 「又」字は「乃」字の誤刻。
- 女夫也人亡 (43-21b-2) 「人」字は「必」字の誤刻。◆
- 天下通逃 (44-04b-8) 「通」字は「逋」字の誤刻。
- 澤而歸之 (44-04b-8) 「澤」字は「集」字の誤刻。
- 吾親推之 (45-16a-2) 「吾」字は「君」字の誤刻。
- ・氏邁氏所生 (45-19b-1) 上の「氏」字は「謂」字の誤刻。
- ・大右六僕 (45-20a-6) 「六」字は「大」字の誤刻。
- 晉侯以齊侯晏 (45-27a-2) 「晏」字は「宴」字の誤刻。
- ・晉荀吳使師彘者 (45-28b-9) 「彘」字は「糴」字の誤刻。
- ・夔脅而立 (46-01a-10) 「夔」字は「迫」字の誤刻。◆
- 蔡公之牒 (46-04b-10) 「牒」字は「牀」字の誤刻。
- ・故社直言 (47-17a-8) 「社」字は「杜」字の誤刻。
- ・乃是不君事其事也 (48-03b-9) 「其」字は「君」字の誤刻。
- ・是歲朔日冬至之歲也 (49-02a-4) 「日」字は「旦」字の誤刻。
- 相暴奪其私物 (49-13a-3) 「相」字は「枉」字の誤刻。

・古者聘土以弓、故弓以招土也 (49-14a-5) 両「土」字は「土」字の誤刻。◆

・主釋曰獲 (50-24b-3) 「釋」字は「得」字の誤刻。

・火者火姓炎上 (51-12a-4) 「姓」字は「性」字の誤刻。

・其蓋何以取飲 (51-19b-2) 「何」字は「可」字の誤刻。◆

・召公子取而長之 (52-08a-1) 「子」字は「虎」字の誤刻。◆

・凡頌良馬 (52-15b-8) 「頌」字は「頌」字の誤刻。

・邇無及也 (52-21a-6) 「及」字は「極」字の誤刻。

・故云在襄二十七年 (53-05a-1) 「七」字は「四」字の誤刻。

・必當要有譴責 (54-08b-3) 「要」字は「更」字の誤刻。

・以此此言懼之 (55-10a-7) 「此」字は一字誤衍。

・林楚怒焉 (55-17b-6) 「焉」字は「馬」字の誤刻。

・吳郡嘉興縣南醉李城 (56-14b-8) 阮刻本は「郡」字を「羣」字に誤刻する。◆

・主生授我矣 (57-22b-4) 「主」字は「王」字の誤刻。

・一也二名也 (59-01b-4) 上の「也」字は「地」字の誤刻。

・吳所營軍之房 (59-10b-7) 阮刻本は「軍」字を「車」字に誤刻。

・有死者出乃入 (59-24b-1) 「死」字は「使」字の誤刻。

・注云僂過謬言也 (60-19a-2) 「注」字は「杜」字の誤刻か。

おわりに

以上の検討は、いささか「毛を吹いて疵を求める」嫌いが無いでもない。しかも「十三經注疏」全体に目を通したのではない。また、「簡体版」であるため、字体の問題（これも重要な問題であるが）については言及しなかったという点もある。しかし本札記は、敢えて望蜀の思いを込めて書いたものであり、《十三經注疏》整理委員会並びに読者諸賢におかれては、どうかその点につき御海容のほどをお願いしたい。

これまでに「十三經注疏」に句読を施したものととしては、武英殿版（四庫全書本は除く）や、一部の汲古閣本、また和刻本が存在していたが、いずれもそれほど普及したものではなかった。このたびの標点本の出版によって「十三經注疏」が極めて読みやすいものとなったのは、初学の者のみならず經学研究の徒には有り難いことである。經書・經学にとつては快挙というべきであろう。願わくば続く「繁体版」は縦組みで、もう少し大きい活字で出版されんことを。

（本稿は平成十三年度科学研究費基盤研究(C)(2)の成果の一部である。）